

豊橋市立くすのき特別支援学校学則をここに公布する。

平成26年11月27日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第8号

豊橋市立くすのき特別支援学校学則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 部の設置、修業年限等（第3条—第5条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第6条—第8条）
- 第4章 教育課程、授業時数等（第9条・第10条）
- 第5章 入学、休学、転学、退学等（第11条—第17条）
- 第6章 教育課程の修了及び卒業の認定（第18条・第19条）
- 第7章 授業料、入学料及び入学検定料（第20条）
- 第8章 賞罰（第21条・第22条）
- 第9章 補則（第23条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本校は、豊橋市立くすのき特別支援学校（以下「学校」という。）という。

（目的）

第2条 学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第72条の規定に基づき、知的障害者に対して、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を施し、併せてその自立に必要な知識技能を授けることを目的とする。

第2章 部の設置、修業年限等

（部及び修業年限）

第3条 学校の部及び修業年限は、次のとおりとする。

- （1） 小学部 6年
- （2） 中学部 3年

(3) 高等部 3年

(定員)

第4条 高等部の定員は、97名とする。

(職員組織)

第5条 学校の職員組織は、法及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に定めるところによる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、学年を2学期に区分することができる。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、教育上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日 4月1日から入学式の前日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで

(6) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで

(7) その他教育委員会が必要と認める日

第4章 教育課程、授業時数等

(教育課程及び授業時数)

第9条 教育課程及び授業時数は、特別支援学校学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、校長が編成する。

(授業終始の時刻)

第10条 授業終始の時刻は、校長が定める。

第5章 入学、休学、転学、退学等

(入学期)

第11条 入学期は、毎学年の始めとする。ただし、特別な事情がある場合は、学年の途中に入学を許可することができる。

(入学資格)

第12条 入学することができる者は、特別の事情がある場合を除くほか、豊橋市内又は田原市内に住所を有し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する知的障害者であつて、次の表の左欄に掲げる部に応じ、同表の右欄に掲げる資格を有するものとする。

部	資格
小学部	小学校に就学すべき者
中学部	中学校に就学すべき者
高等部	高等学校に入学できる者

(入学願)

第13条 小学部及び中学部に入学を希望する者並びに高等部に入学を志願する者は、学校所定の入学願を校長に提出しなければならない。この場合において、高等部に入学を志願する者（学校の中学部に在学する生徒を除く。）は、当該入学願に住民票の写しを添えなければならない。

(入学の許可)

第14条 小学部及び中学部については、入学願を受理し校長が許可する。

2 高等部については、入学願を提出した者の中から教育委員会の定めるところにより、校長が許可する。

(身分上の異動)

第15条 児童生徒又はその保護者に転居その他の身分上の異動が生じたときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(欠席の届出)

第16条 児童生徒が病気その他の事由により欠席するときは、校長に届け出なければならない。この場合において、欠席が7日以上にわたるときは、医師の診断書その他の事由を証する書類を添えて行わなければならない。

(休学、転学及び退学)

第17条 高等部の生徒が休学し、又は児童生徒が転学し、若しくは退学しようとするときは、その事由を付して保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

2 休学、転学及び退学は、前項の規定による願い出に基づき、校長が許可する。ただし、校長は、教育上必要と認めるときは、高等部の生徒を休学させ、又は児童生徒を転学させ、若しくは退学させることができる。

第6章 教育課程の修了及び卒業の認定

(修了及び卒業)

第18条 教育課程の修了又は卒業の認定は、平素の成績を評価して校長が行う。

(卒業証書)

第19条 校長は、卒業を認めた児童生徒には卒業証書（別記様式）を与える。

第7章 授業料、入学料及び入学検定料

(授業料、入学料及び入学検定料)

第20条 授業料、入学料及び入学検定料は、徴収しない。

第8章 賞罰

(表彰)

第21条 校長は、他の模範となる児童生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第22条 校長は、教育上必要と認めるときは、児童生徒を懲戒することができる。

第9章 補則

(委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の規定による入学手続その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別記様式（第19条関係）

第 号	割印	年 月 日	右は本校（何 部）の課程を卒業したことを証する	校印	卒 業 証 書
	豊橋市立くすのき特別支援学校長 氏			年 氏 月 日 生 日 名	
	名 印				